

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成27年5月28日(2015.5.28)

【公開番号】特開2013-239813(P2013-239813A)

【公開日】平成25年11月28日(2013.11.28)

【年通号数】公開・登録公報2013-064

【出願番号】特願2012-110435(P2012-110435)

【国際特許分類】

H 04 N 5/64 (2006.01)

【F I】

H 04 N 5/64 5 1 1 A

【手続補正書】

【提出日】平成27年4月8日(2015.4.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項7】

筒状の前記フレキシブル支持部が金属製であり、内径が2.5mm以上、外径が4.5mm以下である請求項5または請求項6に記載の頭部装着型表示装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

上記態様においては、前記フレキシブル支持部が筒状とされ、前記配線が前記フレキシブル支持部の内部に挿通されていても良い。

この態様においては、前記配線の前記第1の筐体側の端部に、前記駆動回路に接続されるコネクタを有し、前記コネクタは、前記配線が連続する方向に直交する方向の寸法が、筒状の前記フレキシブル支持部の内径よりも小さく設定されている構成としても良い。

また、上記態様においては、筒状の前記フレキシブル支持部が金属製であり、内径が2.5mm以上、外径が4.5mm以下である構成とすることができる。